

令和4年度 豊田市立五ヶ丘東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

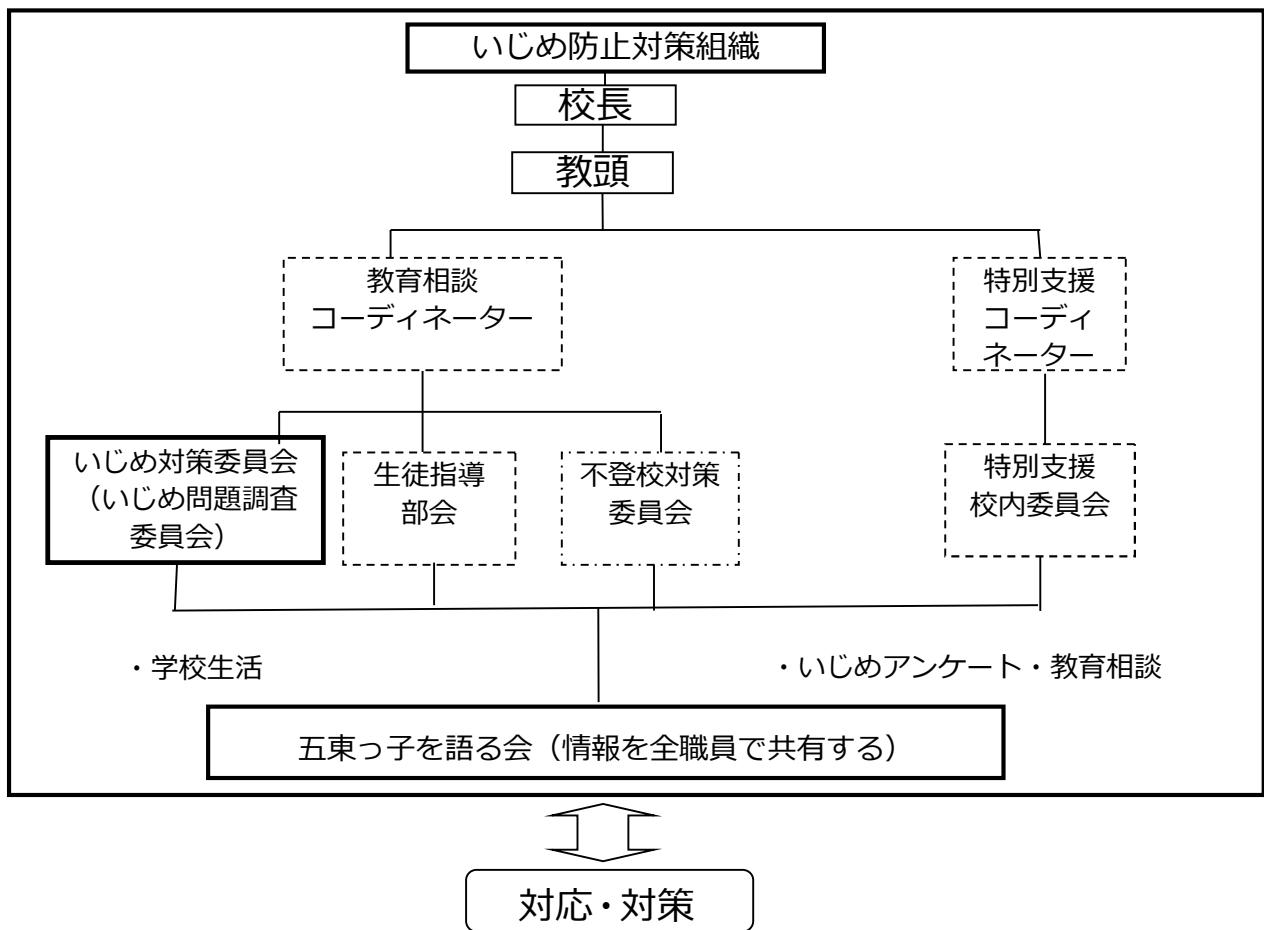
(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、重大かつ深刻な人権問題である。何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。

本校では、いじめがどの児童にも起こりうる事実を踏まえつつ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。そうした未然防止の取り組みが着実に成果をあげているかどうかについて、全職員で日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査を実施したりして、情報を共有する機会を設け、今後の対応について検討していく。

2 いじめの防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「五東っ子を語る会」を設置し、児童の日常の様子や変化を全教職員で共有・把握する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのチェックシート」や「保護者用チェックシート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・「あのねアンケート」や「あのねタイム（教育相談）」の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・年度のはじめに、「学校いじめ防止基本方針」を策定していることを保護者に紹介する機会をもつ。（ホームページ等）
 - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、教育相談コーディネーターを中心に適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
 - ・いじめ解消の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

(2) いじめ対策委員会の構成員

〈教職員〉

- 校長 教頭 教育相談コーディネーター（教務が兼務） 教務主任
 - 校務主任 教育相談主任（養護教諭が兼務） 生徒指導主任 養護教諭
- ※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える。
- スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 主任児童委員・民生委員
 - 学校アドバイザー OPTA 代表者 等

(3) 「五東っ子を語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「五東っ子を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を設ける。
- イ 毎月職員会会議後、「五東っ子を語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育及びネットリテラシー教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア あのねアンケートや教育相談（あのねタイム）の定期的（5月、9月、2月の年3回）な実施に加え、毎月いじめミニアンケートを実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。日常から、「いじる」「からかう」「ふざけ合う」というワードを敏感にとらえ、そのシチュエーションを見過ごさず当該児童に働きかけ、そこからいじめに発展しないよう努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回職員会議後に「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「五東っ子を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告し「いじめ対策委員会」を中心

に組織的に対応する。

- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障がい者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年3回（5月・9月・2月）、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を（OJT研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校のいじめ防止基本方針」は、5月中旬にホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

＜いじめ防止取組の年間計画＞ ※毎月1回いじめ対策委員会を開催する。

月	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ A ↓ P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○五東っ子についての情報交換 ○現職研修「五東っ子を語る会」 ○五東っ子についての情報交換 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○五東っ子についての情報交換 ○「五東っ子を語る会」 ○児童理解研修会 ○五東っ子についての情報交換 ○「五東っ子を語る会」 ○五東っ子についての情報交換 ○五東っ子についての情報交換 ○五東っ子についての情報交換 ○五東っ子についての情報交換 ○「五東っ子を語る会」 ○学校自己評価 ○学校自己評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○五東っ子についての情報交換 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○SCの児童、保護者への周知 ○学級開き ○保健指導（心と体の成長） ○1年生を迎える会 ○野外学習（5年） ○「なかよしウォーク」（縦割り交流） ○夏休みの生活について ○いじめ防止に関する校内研修（OJT研修） ○夏休みおもしろ講座 ○修学旅行（6年） ○運動会 ○福祉実践教室 ○人権週間（道徳） ○赤い羽根募金活動 ○冬休みの生活について ○保健指導（命の大切さ） ○大きくなったよ（2年） ○1/2成人式（4年） ○卒業を祝う会 ○卒業式 ○1年を振り返って ○春休みの生活について ○全校縦割り遊び ○分かる授業の充実 ○通学班会 ○道徳教育、体験活動の充実 ○情報モラル指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○いじめミニアンケート ○教育相談週間・いじめアンケートとあのねタイム ○いじめミニアンケート ○いじめミニアンケート ○個別懇談会 ○教育相談週間・いじめアンケートとあのねタイム ○いじめミニアンケート ○授業参観 ○個別懇談会 ○授業参観（全校道徳） ○保護者への学校評価アンケート ○個別懇談会 ○保護者アンケート（記述回答部分）の結果検証 ○学校保健委員会 ○リサイクル活動 ○保護者アンケート（数値評価部分）の結果検証 ○学習発表会 ○学校アドバイザー会（教育協議会を兼ねる） ○文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 ○いじめミニアンケート ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート ○いじめミニアンケート ○あいさつ運動 ○登校見守り当番 ○下校見守り隊
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
通年				

令和4年5月吉日

保護者の皆様

豊田市立五ヶ丘東小学校長

上野 美樹

いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）について

清明の候、保護者の皆様には、日ごろから本校の教育活動へのご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、「いじめのサイン発見チェックシート」を、政府広報／文部科学省から出されているチェックシートを参考に、裏面のように作成しました。子どもたちの中には、だれにも相談できず「いじめ」で悩んでいる子もいます。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとは違った行動や態度などが現れます。お子さんの様子について、本チェックシートを使って普段の生活との違いを確認してください。

「あれ？もしかして…」と思ったら

- まずは、お子さんにとって良き相談相手になり、話を聞いてあげましょう。気持ちを「聞いてくれる」「受け入れてくれる」という思いをお子さんがもてることが大切です。
- 様子がおかしくても、問い合わせたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」
- ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校または下の相談窓口へ相談してください。

連絡先 五ヶ丘東小学校 (☎ 80-9211)

【豊田市の相談窓口】

- | | |
|---------------|---|
| *パルクとよた相談部 | ☎ 0565-33-9955 (月～土 9:00～17:00) |
| *とよた子どもの権利相談室 | ☎ 0120-797-931
(水・木・土・日 13:00～18:00、金 13:00～20:00) |
| *はあとラインとよた | ☎ 0565-31-7867 (月～土 9:00～17:00) |



いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）



毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度が現れていないか確認してみましょう。

※お子様の様子が該当するチェック項目について□をご記入ください。

○お子さんが「いじめ」を受けていませんか？

- 朝（登校前） 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
朝になると「体の具合が悪い」と言い、学校を休みたがる。
欠席連絡した後、急に落ち着き、ほっとした表情になる。
遅刻や早退が増えた。
食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりした。
- 夕（下校後） 勉強しなくなる。集中力がない。
家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。
交友関係が変わった。
電話やメールの着信音におびえる。
- 夜（就寝前） 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
家族への態度が大きくなる。家族への言動がひどくなる。
ささいなことでいらっしゃしたり、物にあたったりする。
学校や友だちの話題が減った。
自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
理由をはっきり言わないあざや、傷あとがある。
自分の物を触られるのを嫌がる。
スマホやパソコン（オンラインゲームを含む）をいつも気にしている。
- 夜間（就寝後） 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
服がよごれていったり、破れていたりする。
スマホやオンラインゲームを確認すると、悪口を言われていたりやりとりを消した形跡があつたりする。

○お子さんが「いじめ」をしていませんか？

- *いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。
- 言葉遣いが悪くなる。言うことを聞かない。人のことをばかにする。
交友関係が変わった。
買ったおぼえのない物を持っている。
与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

※チェック項目は、政府広報／文部科学省「いじめのサイン発見シート」を参考にしました。